

# 平成31年第6回教育委員会会議記録

平成31年4月24日（水）

## ◎議事日程

- |        |         |                                       |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 2  | 議案第 1 号 | 八雲町社会教育委員の委嘱について                      |
| 日程第 3  | 議案第 2 号 | 八雲町立図書館協議会委員の任命について                   |
| 日程第 4  | 議案第 3 号 | 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について |
| 日程第 5  | 議案第 4 号 | 八雲町学校運営協議会委員の任命について                   |
| 日程第 6  | 議案第 5 号 | 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について                    |
| 日程第 7  | 報告第 1 号 | 八雲町青少年問題協議会委員の任命について                  |
| 日程第 8  | 報告第 2 号 | 八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について     |
| 日程第 9  | 報告第 3 号 | 平成30年度教職員の交通事故・違反発生状況について             |
| 日程第 10 | その他     |                                       |

## ◎出席者

教育長	田 中 了 治
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	神 原 伸 哉
委 員	福 田 浩 子

## ◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	木 下 智 之
体育課長	三 坂 亮 司
学校給食センター所長	金 浜 ゆかり
熊石教育事務所長	野 口 義 人
図書館管理係長	笹 田 幸 男

【開会 午前10時00分】

### ◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第6回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、平成31年第6回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、神原伸哉委員を指名いたします。

### ◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第1号八雲町社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、条例により設置される委員であり、八雲町社会教育委員条例第4条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員であります。

社会教育委員の定数は、条例第2条の規定により20人以内と定められており、現在15名の委員を委嘱しております。

本年4月1日付けの教職員の人事異動により1名の欠員が生じたことから、改めて1名の方を委嘱しようとするものであります。

委嘱しようとする方は、学校教育の関係者として、八雲小学校長の小野俊英氏の1名で、本年4月1日に遡って委嘱しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は、条例第3条の規定により、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、令和元年9月30日までとなります。

以上で、議案第1号八雲町社会教育委員の委嘱についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。補足いたします。小野校長については、教員でスタートし、若い時に道教委の社教主事として長年勤めてきています。その後、日高青少年の家の課長を務められてもいました。そこから函館市内、知内町、そして八雲町ということで、社会教育の経験が長いので、いろいろ活躍していただこうと思っております。

のでよろしく願いいたします。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 議案第2号八雲町立図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。議案書2ページをお開きください。

八雲町立図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定に基づき、条例により設置される機関であり、八雲町立図書館条例第16条第4項の規定より学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者から教育委員会が任命する委員であります。

図書館協議会委員の定数は、条例第16条第3項の規定により7人以内と定められており、現在6名の委員を任命しております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により1名の欠員が生じたことから、改めて1名の方を任命しようとするものであります。

任命しようとする方は、学校教育の関係者として、山崎小学校長の澁谷克己氏の1名で、本年4月1日に遡って任命しようとするものであります。

なお、今回任命する委員の任期は、条例第16条第5項の規定により、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、令和元年9月30日までとなります。

以上で、議案第2号八雲町立図書館協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案第3号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命について、ご説明申し上げます。議案書3ページをお開き下さい。

本件は、平成29年10月1日から任命しておりました委員1名が、4月1日付人事異動により欠員が生じたことから、欠員補充を行うものです。

スポーツ基本法第31条では、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査させるためスポーツ推進審議会を置くことができることとなっており、八雲町スポーツ推進審議条例第4条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとし、現在5名を任命しております。

この度欠員となったのは、児童・生徒スポーツ振興の関係者として、中学校体育連盟から任命していたことから、同連盟から任命するものです。

任命する委員は、昭和39年11月8日生まれの小林智晴氏、54歳です。

小林氏は、熊石中学校長で八雲町中体連理事長を務めていることから、八雲町校長会の推薦を受けこの度任命するものです。

任期は、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの前任者の残任期間となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定で、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第4号八雲町学校運営協議会委員の任命について説明いたします。議案書4ページをお開きください。

学校運営協議会委員につきましては、八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、「協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と定める者のうちから、教育委員会が任命する。」と定められており、この度、議案書記載のとおり、落部中学校区の対象学校から14人、野田生中学校区の対象学校から12人、八雲中学校

区の対象学校から14人、熊石中学校区の対象学校から15人の合計55人を任命するものです。

なお、任期は、規則第6条の規定により、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第4号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 1つ確認したいのですが、熊石中学校区だけは教頭先生が委員になっていますが、他の中学校区はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 委員の選出については、各中学校区から推薦していただいている状況でありまして、規則の定めでは、校長については必ず協議会に入っていただくことになっておりまして、その他の教職員についてはそれぞれの判断ということで、他の中学校区の教頭については委員にはなってございませんが、事務局という形で組織の中に入っているという状況でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○松永委員 はい。この件については、わかりました。それともう1点あるのですが、私が疑問に思ったのは、落部地区の支所長が委員になっていますよね。落部支所長は地域住民ではないというのが1点と、こういう委員に町の役職の人が入ってくるというのは、人物がどうのということではなく、充て職となって人が変わっても組織に入ってくるということにならないでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 支所長については、今までは入っておらず、今年度から落部中学校区の運営協議会から推薦があがってきたということで、行政の職員の立場ではあるのですが、落部地区の活動をよく知っている人物ということで、協議会の中にはいっていただいて、学校のあり方についても検討してもらおうという立場で今年度から落部中学校区の考え方として委員の推薦をあげてきたものと判断し、教育委員会としてはそれを適当と判断いたしました。

○教育長 よろしいでしょうか。

○松永委員 はい。まあ、中学校の考え方もあるでしょうし、それはそれでいいのかもしれませんが、これがだんだん警察の駐在所員も入れようとか地域の住民を選定していくのが大変な実態もあると思いますが、この先充て職のような方が増えていくと結局他の組織でもそうなんです、形骸化のようなことになりかねないと思いますので、今後は地域住

民を意識して人選をしていただきたいと思います。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 松永委員ご指摘のとおり、人数自体も15人という枠の中で推薦をいただいておりますので、今いただいた意見を参考にしながら、また中学校区にも今いただいた意見をお伝えしながら今後の人選については考えていきたいと思っております。

○教育長 今後の方向として、今年度新たな組織を立ち上げます。各中学校区で昨年度1年スタートしていただいたのですが、その中学校区でやっていることしか把握できず、他の中学校区で何をやっているかわからないという状況の中で、今年度は各中学校区で行っていることを情報共有し、他校区で行っていることで良いと思うものがあつたら取り入れたり、それぞれ課題を持っていると思うので、その課題を出し合って相互に解決の道筋をつけたり、更に先進地を視察し、もっと望ましい参考となることがあれば取り入れるなど、そういう活動ができる若干予算をつけていただきました。

このような組織を立ち上げることとなった要因の1つに、昨年度各中学校区でスタートして、運営協議会で年度初めにいろいろな行事などを仕組むのですが、いざその事業をスタートする時期に地域の運営協議会の委員の方々の協力がなかなか得られないということで、結局学校も困って社会教育課にお願いをして動いているということもありました。ということで、何とか地域の方々が自主的に活動できるような組織にしていきたいと思っております。今回落部中学校区だけが役場職員が入っていますけれども、私は、やはり八雲地域の中学校区の方も役場職員もこの組織に加わって様々な場面で協力体制をとりたいという思いはあります。今後はそういう形で役場職員が入ってくることもあり得ると思っておりますので、その点ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。他に、質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案5号八雲町スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書7ページをご覧ください。

本件は、平成29年10月1日から委嘱しておりましたスポーツ推進委員について、学

校関係から委嘱していた3名が、この度の教職員人事異動等により、欠員が生じたことから、補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から、市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなっており、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により、欠員となった委員3名を委嘱するものです。

委嘱する委員は、八雲小学校教諭小本享司氏、八雲中学校教諭伊勢谷大志氏、熊石小学校教諭山田理乃氏の3名で、いずれも、前任者が人事異動等により欠員となったため、欠員となった学校から学校長の推薦を受け、この度委嘱するものです。

なお、委員の任期は、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの残任期間となっております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第7 報告第1号

○教育長 日程第7 報告第1号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第1号八雲町青少年問題協議会委員の任命についてご説明いたします。議案書8ページをお開きください。

八雲町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、町長の付属機関として、八雲町青少年問題協議会条例により設置された機関で、同条例第2条第1項第1号委員関係行政機関の職員から任命した者3名、第2号委員学識経験者から任命した者8名、あわせて11名の委員で構成している協議会です。

このたび、関係行政機関の職員から任命した者1名の欠員が生じたことから、八雲警察署長の久保敏哉氏を本年3月22日付けで任命しております。

また、学識経験者から任命された委員のうち、熊石中学校長と熊石町内会連絡協議会長の2名の委員が人事異動等により欠員となったことから、委員を補充するため、熊石中学校長の小林智晴氏、熊石町内会連絡協議会長の井口啓吉氏の2名を、本年4月1日付けで任命しておりますのでご報告いたします。

なお、今回任命した委員の任期は、条例第3条の規定により、第1号委員関係行政機関

の職員は在職期間、第2号委員学識経験者の補欠委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、令和元年11月16日までとなります。

以上で、報告第1号八雲町青少年問題協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

## ◎日程第8 報告第2号

○教育長 日程第8 報告第2号「八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第2号八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について説明いたします。議案書9ページをお開きください。

本件は、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する北海道教育委員会教育長通達が施行されたことなどに伴い、八雲町立学校職員に係る要綱の改正を行いましたので、報告するものです。

具体的な改正の内容につきましては、学校教育課長補佐から説明いたします。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課補佐。

○学校教育課長補佐 それでは私から、改正内容を、新旧対照表により説明いたします。議案書10ページをお開きください。

第4条は、自家用車の公用使用承認の制限について定めているものですが、第9号の次に第10号を加え、当該職員の飲酒の判断について、具体的に表記したものです。

第5条は、公用使用承認等の手続きについて定めているもので、第1号では、現行運転免許証原本の提示のみでしたが、改正後は、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険証並びに運転免許証(表面・裏面)の原本を提示し、写しを添付のうえ、指定の様式により届け出なければならないよう具体的に表記したものです。

第4号は、校長が文書により公用に使用する自家用車登録の承認をしていたものを、口頭によりその旨通知することにしたものです。

また、第6号の次に第7号を加え、第4条第10号の飲酒の判断について、校長の確認を受けなければならないことを表記したものです。

11ページから13ページの様式は、今回の要綱改正により、様式を変更したものであり、要綱第5条第4号で、公用に使用する自家用車登録の承認を校長が口頭で行うこととなったため、従前の様式第3号を削除し整理したものです。

附則としまして、この要綱は、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、報告第2号 八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 まず、教職員の方の自家用車の公用使用というのは、通勤も含めての公用使用となるのでしょうか。

○教育長 暫時休憩します。

#### 【休憩】

○教育長 再開します。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 公用使用については、通勤を除いたものになります。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽田委員 わかりました。もう1点ですが、第4条第10号で新しく加えられた部分ですが、これは校長先生が使用前に運転するであろう当該職員の方の顔色だとか吐く息などを確認して、第5条第7号の校長の確認を受けなければならないということだと思うのですが、8時間以内8時間以降の時間の区切りもさておき、飲酒量の量り方としてアルコールチェッカーなど何かしらの目安がないと、改正後の文書は、そういう確認を取りますよというだけの話で合って、具体的なアルコールの血中濃度ということまではわからず、腑に落ちないのですがいかがでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 羽田委員ご指摘のとおり、現時点ではそういったアルコールチェッカーを用いての確認ということまでは至ってございません。道立学校の要綱の改正と同様に改正しているところですが、今後、道でもアルコールチェッカー等義務付けがあれば八雲町でも導入を検討することになります。現時点ではそのような物理的な数値の確認までは考えていないのが現状です。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽田委員 そういった規定があるというのは理解できますが、そんなに高価なものでもありませんし、予算の問題はあるとは思いますが、昨今飲酒運転については厳しい中で、もし校長先生が大丈夫と判断し、当該教員が警察に何らかの要因で車を止められた際、アルコールの数値が出てしまったことなどがあれば、この文書自体も懸案化してしまいますし、できればアルコールチェッカーなどで確認をとったうえで運転の方が安全性を高めるという意味でも、今回の改正の本質的なものはそういうことなのではないかと思えます。公用ということで、例えば子どもに何かあって乗せるということもあると思うので、そういう時にアルコールが検出されるようなことがあってはならないので、私の意見として述

べさせていただきます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 確かに今まで時間の決めもなかったのですが、今回要綱の中に載せることによって、8時間経過後でなければ運転できないという意識の部分と基本的には教職員の自覚の部分だと思しますので、改めまして学校には飲酒運転は絶対しないということを周知をしていきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 各教育局では、アルコールチェッカーを設置していると思うのですが、出張や外勤の時には朝それで量るのですが、その器械も性能の良いものでなければ信用できる数値がでないこともあります。道立学校でもまだやっていないと思いますが、いずれそういう形を取らざるを得ないと思えます。今後、予算要求をする場合は内部で検討いたします。他に何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

### ◎日程第9 報告第3号

○教育長 日程第9 報告第3号「平成30年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第3号平成30年度教職員の交通事故・違反発生状況について説明を申し上げます。議案書14ページ、15ページになります。

平成30年度教職員の交通事故・違反発生状況については、15ページに記載のとおりとなっております。

平成30年度は、18件の違反・事故が発生してございます。物損事故が7件、もらい事故による人身事故が1件、交通違反が10件発生してございます。違反の内訳といたしましては、30キロ未満の速度超過が6件、一時不停止が4件となっており、戒告処分を受ける違反は発生してございません。

平成29年度の違反発生は、12件となっておりましたので、違反件数としては昨年度と比較して2件の減となっております。

毎月の校長会・教頭会において、交通事故・違反の状況を報告いたしまして、事故・違反の撲滅に向けた取り組みと職員への指導の徹底を指示しており、また、昨年6月には交通事故が連続して発生したことから校長会において交通安全徹底宣言を行い、児童生徒の交通安全と教職員の安全運転意識の高揚を図ったところでございますが、今後も教育委員会として指導を継続し、違反・事故の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。補足いたします。昨年度は校長の違反が目立ったため、校長会でそれぞれが交通安全に関する宣言を教育委員会に提示し、それ以後は校長の違反は起こらなかったという実態がございました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

### ◎日程第10 その他

○教育長 日程第10 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

### ◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成31年第6回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時39分】